平成３１年１月吉日

２月は「相続登記はお済みですか」月間です!!

相続に関する無料相談を実施します!!

愛媛県司法書士会

愛媛県司法書士会では、毎年２月の１か月間を「相続登記はお済みですか」月間と定め、下記のとおり、無料相談を実施します。

相続登記をはじめとして、遺言、遺産分割協議など相続に関する相談に、司法書士が適切なアドバイスを行います。

◆日時・場所：２月の１か月間、県内の各司法書士事務所にて随時承ります。
（なお、各事務所に連絡のうえ事前の予約をお願いします。）
◆相　談　料：無　料（事前予約の場合）
◆相　談　例：登記名義人が亡くなった先々代のままなのですが・・・
パートナーに全財産を相続させたいのですがどうすればいいのでしょうか?
相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができません・・・
など

相続登記とは、相続した不動産の名義を相続人に変更することをいいます。
近時、相続が発生した不動産について相続登記がされていないケースが数多く存在していることが、空き家問題や東日本大震災からの復興に関連して報道されるなど、相続登記が社会的な関心を集めており、国としても重要課題として未相続土地所有者などの調査を始めております。
また、不動産の名義を変更していないと、売却や担保設定の手続きが順調に進まないばかりか、長い間放置しておくと、相続権のある人が次第に増えて権利関係が複雑になり、様々なトラブルが発生することも少なくありません。
加えて、本年１月１３日の自筆証書遺言の方式緩和に関する民法改正施行をはじめとして、今後相続に関する民法が改正されるため、これを機に是非とも相続登記の専門家である司法書士にご相談いただきたいと思います。

こうした背景から、愛媛県司法書士会では、毎年２月を「相続登記はお済みですか」月間と定め、無料相談を実施しています。

司法書士は、「くらしの法律家」として、市民の権利擁護に寄与します。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆　**本件に関するお問合せ先**　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

〒790-0062　松山市南江戸１丁目４番１４号

愛媛県司法書士会

TEL：089-941-8065　　FAX：089-945-1914